破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５４号
秋田市川尻総社町16番７号　ワシヤビル302号
債務者　吉田　朋泰
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１号
秋田県男鹿市北浦湯本字隠台36番地18
債務者　古谷　春樹
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３号
秋田県潟上市昭和大久保字小川中道91番地２
債務者　菅原　里織
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６号
秋田市八橋三和町19番24号　コーポおちあいＢ－５
債務者　小野　　透
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１９号
兵庫県川西市萩原台東１丁目107番地
債務者　三浦　壽正
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
兵庫県川西市小戸１丁目４番６号
債務者　横山　茂利
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番14―602号
債務者　古澤　和美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４８１号
兵庫県西宮市大島町５番22―105号、前住所兵庫県西宮市大森町２番50―103号
債務者　荒木真由美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
奈良県橿原市今井町４丁目13番７－１号
債務者　石本久美子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
奈良県橿原市中曽司町313番地の６　エスポワールⅠ202
債務者　坂本　海聖
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺136番地１
古寺町営住宅　１―303
債務者　浦出　博之
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
奈良県大和高田市大字市場411番地１
債務者　中川八重子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
熊本市南区城南町碇199番地６
債務者　橋本　徳則
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
兵庫県伊丹市行基町３丁目16番地の４
債務者　西村　勝也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
兵庫県伊丹市寺本１丁目148番地　マイレジデンス昆陽里203号
債務者　小林健太郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
兵庫県伊丹市西野１丁目260番地　レオパレス西野館102号、前住所兵庫県神崎郡福崎町西田原1990番地　メゾンアポロ301号
債務者　小川　梨沙
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
兵庫県伊丹市中央１丁目５番14―301号
債務者　鈴木　克美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係